

令和7年度山形県医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院、診療所及び助産所並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定する施術所並びに歯科技工士法（昭和30年法律第168号）に規定する歯科技工所（以下「対象施設」という。）が受ける燃料費等の物価の高騰の影響を軽減し、安心して質の高い医療等の安定的な提供を図るため、対象施設を県内で運営する者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で令和7年度医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象施設)

第2条 支援金の交付の対象となる施設は、令和6年4月1日時点及び申請日現在のいずれにおいても施設を運営している医療機関等とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 病院及び診療所においては、保険医療機関でないもの。
- (2) 高齢者施設及び障がい者施設等の施設内にあるもの又は高齢者施設及び障がい者施設等に併設若しくは隣接し一般外来を実施していないもの
- (3) この支援金とその目的を同じくする補助金等の交付を県内の市町村から受け、又は受けようとする市町村立医療機関
- (4) 施術所においては、療養費の受領委任取扱い施術所の指定を受けていないもの
- (5) 歯科技工所においては、歯科技工士法第21条第1項により都道府県知事又は市長に届け出ていないもの
- (6) その他知事が適当でないと認めるもの

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、対象施設1施設ごとに、令和7年6月13日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 令和7年度山形県医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 支援金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、支援金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の

交付の決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定することがある。

(決定の通知)

第6条 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を支援金の交付の申請をした交付対象者に通知するものとする。

- 2 前項の交付の決定は、支援金の額の確定を兼ねるものとする。

(支援金の支払)

第7条 知事は、前条の交付の決定後速やかに、交付対象者に支援金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(支援金の返還)

第9条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 交付対象者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月13日から施行し、令和7年5月13日から適用する。

別表（第3条関係）

対象施設	支援金の額
病院	8,500円 × 許可病床数（※）
病院（特別高压）	40,000円 × 許可病床数（※）
医科有床診療所	20,000円 + 7,500円 × 許可病床数（※）
医科無床診療所 歯科無床診療所 助産所、施術所 歯科技工所	20,000円

※許可病床数は、令和7年3月31日時点の病床数とする。

※許可病床数のうち、令和6年4月1日から申請日時点まで1度も使用していない病床については除いて申請すること。